

西東京市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定を適用しない場合又は読み替えて適用する場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 市の機関は、法第75条第5項の規定による個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、本人の数が1,000人未満の個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の利用目的

(4) 取り扱う個人情報の項目

(5) 取り扱う個人情報の対象者の範囲

(6) 取り扱う個人情報の収集方法

(7) 取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(8) 取り扱う個人情報を市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(9) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(10) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(11) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、同項第4号、第6号又は第8号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項を個人情報取扱事務登録簿に記載しないことができる。

3 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登

録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

5 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。ただし、一般の閲覧に供することで特定の個人を識別することができることとなる場合は、この限りでない。

(不開示情報の取扱い)

第4条 市の機関は、法第82条第1項又は第2項の通知において開示しないことと決定した保有個人情報が開示情報に該当しないこととなる時期をあらかじめ明示することができる場合には、当該通知にその時期を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 市の機関は、法第83条第1項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内(法第85条に規定する事案の移送を受けた場合にあつては30日以内)に開示決定等を行しなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内(法第85条に規定する事案の移送を受けた場合にあつては30日以内)に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 法第84条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内(法第85条に規定する事案の移送を受けた場合にあつては60日以内)にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第8条 市の機関は、法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から14日以内（法第96条に規定する事案の移送を受けた場合にあつては30日以内）に訂正決定等を行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内（法第96条に規定する事案の移送を受けた場合にあつては30日以内）に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 市の機関は、法第102条第1項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から14日以内に利用停止決定等を行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(個人情報保護審議会)

第10条 個人情報保護制度の適正な運営を図るため、西東京市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例及び西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和4年西東京市条例第〇〇号。以下「審査会条例」という。）の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づく意見を聴く場合

3 審議会は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する委員8人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市の機関の職員その他関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(西東京市個人情報保護条例の廃止)

2 西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）は、廃止する。

(西東京市特定個人情報保護条例の廃止)

3 西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）は、廃止する。

(西東京市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

4 次に掲げる者に係る附則第2項の規定による廃止前の西東京市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項に規定する責務及び旧条例第3条第4項に規定する責務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は附則第2項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関から旧個人情報を処理する業務又は旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者及び旧個人情報を取り扱う業務の全部又は一部の再委託を受けたもの並びに市の公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の業務に従事していた者

5 施行日前に旧条例第13条第1項、第15条、第16条又は第17条の規定による請求がされた場合における旧条例第1条に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び中止の取扱いについては、なお従前の例による。

6 施行日前までに、旧条例第20条第1項の規定による決定又は当該決定に係る不作為（前項の規定によりなお従前の例によることとされた処分を含む。）に対して

なされた審査請求については、審査会条例第2条に規定する西東京市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）において調査審議する。

- 7 施行日前までに、旧条例第23条第1項又は西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第17条第1項の規定により旧条例第24条第1項に規定する西東京市個人情報保護・情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）になされた諮問で、この条例の施行の際現に審議中のものは、審査会に諮問されたものとみなして、審査会条例の規定を適用する。
- 8 施行日前までに、旧条例第25条第2項及び第3項の規定により旧条例第25条第1項に規定する西東京市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）になされた諮問（第10条第2項各号のいずれかに該当する場合に限る。）で、この条例の施行の際現に審議中のものは、審議会に諮問されたものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 9 附則第2項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第24条第4項に規定する義務及び附則第2項の規定の施行の際現に旧審議会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第25条第7項に規定する義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前までに、旧条例第30条第1項の規定により申出のあった苦情の取扱いについては、なお従前の例による。
- 11 附則第4項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第3条第3項に規定するデータベース化された個人情報を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 12 附則第4項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 13 附則第9項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 14 附則第11項から前項までの規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 15 施行日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（西東京市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

- 16 この条例の施行の際現に附則第3項の規定による廃止前の西東京市特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧特定個人情報実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧特定個人情報実施機関の職員であった者のうち、旧特

定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧特定個人情報保護条例第3条第3項に規定する責務については、附則第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

17 施行日前において旧特定個人情報実施機関から旧特定個人情報を取り扱う事務を受託したもの及び旧特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の再委託を受けたもの並びに指定管理者の業務に従事していた者に係る旧特定個人情報保護条例第26条第2項に規定する責務については、附則第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

18 施行日前に旧特定個人情報保護条例第11条、第14条、第15条又は第16条の規定による請求がされた場合における自己に係る旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正、利用中止、削除及び提供中止の取扱いについては、なお従前の例による。

19 施行日前までに、旧特定個人情報保護条例第19条第1項の規定による決定又は当該決定に係る不作為（前項の規定によりなお従前の例によることとされた処分を含む。）に対してなされた審査請求については、審査会において調査審議する。

20 施行日前までに、旧審査会になされた諮問で、この条例の施行の際現に審議中のものは、審査会に諮問されたものとみなして、審査会条例の規定を適用する。

（準備行為）

21 市の機関は、施行日前においても、個人情報保護に係る事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。